

## 令和7年度 入学準備金申請のお知らせ

台東区教育委員会

### 1. 制度の概要

入学準備金は、翌年度(令和7年4月)に小学校に入学予定のお子さまがいるご家庭で、経済的に困りの保護者の方を対象に、就学援助の支給費目のうち、「新入学学用品費」「通学服及び運動着費」を入学前に事前支給する制度です。小学校の入学前に希望される場合は、以下の内容をご確認のうえ、申請書を台東区教育委員会学務課学事係までご提出ください。

### 2. 対象となる方

以下の条件(1)～(4)全てに該当する方が対象となります。

- (1) 令和5年中の同一生計を営む世帯全員の合計所得金額が、教育委員会で定める認定基準額未満である
- (2) 翌年度にお子さまが台東区立または国公立小学校、義務教育学校に進学予定である
- (3) 申請時に台東区に住んでいて、新入学までに他区市町村へ転出予定がない
- (4) 生活保護受給中でない

※生計維持者の一方又は両方の離職・休業等により家計が急変し収入が減少した世帯で、令和6年中の世帯全員の合計所得が認定基準額未満となる見込の方についても、(2)～(4)全てに該当する場合は対象となります。

(例) 下記の認定基準額は目安であり、家族構成、年齢などにより異なります。

世帯人員	世帯・年齢構成の例	認定基準額の目安
2人	父または母35才、子6才(新小1)	約263万円
3人	父35才、母31才、子6才(新小1)	約334万円
4人	父40才、母35才、子11才(小5)・子6才(新小1)	約393万円
5人	父45才、母40才、子14才(中2)・子11才(小5)・子6才(新小1)	約459万円

合計所得金額とは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、もしくは確定申告書の「所得金額」の合計です。ただし、審査にあたっては平成30年度の税制改正が認定結果に影響を及ぼさないよう、給与所得、公的年金所得のいずれかがある方については、10万円を控除した額を参照します。

### 3. 申請手続き方法

◆提出先 台東区教育委員会学務課学事係(台東区役所6階2番窓口)

◆提出方法 書類申請  
郵送又は提出先窓口にご持参ください。

電子申請  
電子フォームより申請してください。



<入学準備金電子申請フォーム>

◆受付期間 令和6年10月1日(火)～令和7年1月31日(金)  
※電子申請受付期間は、令和6年10月1日(火)8時30分～令和7年1月31日(金)17時15分までとなります。  
※家計急変により令和6年中に収入減少した方は、収入等証明書類を揃え、令和7年1月以降にご申請ください。

◆書類取得 台東区のホームページから申請書類をダウンロードすることができます。  
ホームページURL: <https://www.city.taito.lg.jp/>  
サイト内検索で「入学準備金」と検索してください。  
※台東区教育委員会学務課学事係(台東区役所6階2番窓口)での配布や郵送対応もしております。

- ◆提出書類
- (1) 入学準備金受給申請書(電子申請の場合、提出不要)
  - (2) 申請者の本人確認書類のコピー(マイナンバーカードの表面、運転免許証、パスポート等)
  - (3) 通帳のコピー(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が確認できるページ)
  - (4) 令和6年度住民税 課税・非課税証明書(令和6年1月2日以降に区外から転入した方のみ)
  - (5) 日本国外の収入内訳書(令和5年中に日本国外に在住期間がある方のみ)
  - (6) 令和6年度 入学準備金申請にかかる申立書
  - (7) 令和6年中(1月～12月)までに家計が急変したことを証明する次の書類

(5)は令和5年中に日本国外に在住していた方のみ提出が必要です。

(6)(7)は家計急変により令和6年の収入が減少した方のみ提出が必要です。

給与収入がある場合	源泉徴収票等の収入額が確認できる書類のコピー
自営業等の事業収入がある場合	事業所得等申告書(台東区HP等より書式を取得できます。)
上記以外の収入がある場合	収入額が確認できる書類のコピー
失業又は休職した場合	退職証明書、休職証明書等の状況が確認できる書類のコピー

## 4. 支給について

- ◆支給額(予定)・・・79,800円
- ◆支給時期・・・令和7年3月中旬頃
- ◆支給方法・・・口座振込(現金での支給はできません。)
- ◆申請結果の通知・・・令和7年2月下旬頃にご自宅へ郵送いたします。

## 5. 就学援助について

・今回の入学準備金とは別に、入学後には、学用品費等の支払いにお困りのご家庭に対して、その費用の一部を援助する「就学援助」という制度がございます。入学準備金の支給を今年度に受けた方が、就学援助の受給を希望する場合は、入学後に学校から配布される「令和7年度就学援助費受給申請書」を別途学校へ提出する必要があります。

・国立及び台東区立以外の公立小学校へ入学される方には、入学後に学務課窓口で「令和7年度就学援助費受給申請書」を配布いたします。

・入学準備金の支給を受けた方は、令和7年度就学援助として支給される「新入学学用品費」「通学服及び運動衣費」は対象となりません。

・今年度に入学準備金の支給を受けない場合でも、入学後に令和7年度就学援助を申請し、4月から認定となった場合は、「新入学学用品費」「通学服及び運動衣費」として入学準備金と同額の支給を受けることができます。

※審査に用いる所得の時点が異なるため、入学準備金の支給対象と認定された場合でも、令和7年度就学援助の申請結果が否認定となる場合があります。

## 6. 注意事項

- ・新入学されるお子さまが2人以上いる場合は、それぞれ申請書を提出する必要があります。
- ・支給対象は台東区立または国公立小学校、義務教育学校に入学予定の方のみとなります。私立小学校に入学予定の方は申請をご遠慮ください。
- ・申請時に台東区に住民登録があった方でも、入学準備金支給前に区外転出された場合は、申請却下となります。転出予定がある方は申請をご遠慮ください。
- ・入学準備金支給後に他の区市町村へ転出された場合は、転出先の教育委員会へ入学準備金の支給を行った旨を情報提供いたします。
- ・収入の有無に関わらず前年の税申告が済んでいない方、令和6年1月2日以降に台東区に転入した方で、課税・非課税証明書の提出がない方については、所得の確認ができないため審査を行うことができません。受付期間終了までに所得の確認ができない場合は申請却下となります。
- ・世帯員の氏名欄には、**住民登録上の世帯員全員**を記入してください。世帯構成は住民登録によりますが、住民登録上同一世帯に別生計の方がいる場合は、「備考欄」に氏名と生計が別であることがわかるように具体的な理由を記入してください。住民登録上別世帯に同一生計の方がいる場合(保護者が単身赴任、もしくは親族を遠隔地扶養しているときなど)は、世帯員の氏名欄に記入し、別途住所をご記入ください。

## 7. 問い合わせ先(申請書郵送提出先)

〒110-8615 台東区東上野4-5-6 台東区役所6F②番窓口  
台東区教育委員会 学務課学事係 (5246)1411・1412(直通)